

## 乙訓郡上植野村役場日誌(4)

高久嶺之介  
西村卓編

### まえがき

今回の「乙訓郡上植野村役場日誌」(4)は、明治十九年五月一日から同年十月十五日までの分の翻刻である。

(4)の翻刻にかかわった氏名は以下の通りである(五十音順)。

梅本香織 重岡伸泰 高久嶺之介 西村卓 長谷川澄夫  
長谷川武史 福井徳子 松島裕美子 百瀬ちどり 安国  
陽子 若崎敦朗

### 凡例

一、表記は原則として次のように統一した。

(1)原文に適宜読点、並列点を付した。

(2)使用字体は常用漢字とし、異体字・俗字・略字・明白な誤字などはそれぞれの正字に改めた。ただし地名や人名に関するものはそのままにしたものもある。

(3)変体仮名は現行の字体に改めた。

(4)判読不能の文字は、字数の明らかかなものは字数分を□で示し、字数の不明のものは「」で示した。

(5)欠字・平出は一字あきとした。

(6)印は通常のを(印)とし、角印は印とした。

(7)原本で日付の左脇に入っている頭注的な記載は、その日の記述の最後に(欄外)とし、「」中に記載した。

一、内容や形態を理解するために、次のように適宜注記を付した。

(1)誤字・脱字・宛字などについて、適宜( )で傍注し

た。

(2)意味が通じにくいが原本のままとしたものは(ママ)、原本の文字に疑問がある場合は(カ)、衍字と思われる場合には(衍)と傍注した。

(3)本文以外の部分や異筆の場合は「」でくくり、(表紙)(朱筆)などと傍注した。

五月一日 晴天 午前十二時ヨリ菱川村徳次郎一組(養)要水講掛金受取越候処早々渡ス、又次二道造車止建札ウチハリ候相成候二付、早々見行キテ帰宅ス、又次向日町楠彦兵衛、民秋・清水兩名、当村新八着物買求行キ、金三拾五錢帯付買求メ也

五月二日 晴天 午前八時頃ヨリ民秋・清水出勤ニテ、氏子総代小嶋久兵衛出頭シ、旅所掃除スルコト、各村壺人ツ、人足相見候テ、ソヲシスル、又次新八長岡鮎林迄送ルコト、当村小使(か脱カ)おな付テ送り、次村中残分薬件渡スコト、午后一時頃ヨリおなか連帰り候二付、早々小の利右衛門・小の五郎右衛門・藤田彦次郎寄ヒ行テ、其事ヲ談シスルコト

五月三日 晴天 午前八時ヨリ民秋出勤シ前井伍繩手へ人足ほ組出ル、日傭中小路熊五郎・井上捨吉・永井庄介出ル、同日藤田甚七妻かね(賜チフス)腸空扶私死亡シ、巡查出張シ、又次二右功(工)事場所車止ヲ通行スルニ付、之レ姓名上久我村植木宗七、壺人ハ横大路友四郎兩人通行シ、夫ニ付、安井与左衛門番附、該人ヨリ向日町分署へ届ルニ付、総代添書付テ届出候、又次二郡村大藪藤次郎ヨリ手代喜之介杭代取二見へ、金六円八十八錢渡ス、同日小嶋久左衛門二百十五円借用ス、向日神社供へ置スル灯燈破損し之レ壺対、又村旅所供ル灯燈壺張ト、京油小路花屋町上ル長谷川云傘屋張替ニ持遣シ、明日前井伍繩手人足に組布告セス、次ニ藤田浅七ヲ呼び、杉田トヨ件ニ付、小使五錢出へク様申候処、治三郎養母コト故申置ト申居候、帰宅ス、次ニ杉田トヨ早々尋相見、是又追テ咄ヲスルト云、依テ帰宅ス、右トヨノ異件ハ、五錢(エカ)サイ貫ハ宜ト申居候、之レ則浅吉ハ何分弟申合ト云フ、同夜伍長・宮惣代鳳輦人足定ル、次ニ茶畑式畝以上ノモノ鑑札受へク旨、口壺本ニ付五錢石田分申出へク云々申入置候

五月四日 雲天 午前八時ヨリ清水・民秋出勤シ、に組へ前井伍人足出ル、傭熊次郎・庄介・郁太郎・市郎兵衛四人也、午后民秋休日、清水現場行テ午后四時村帰候処、戸長

役場より種痘賃取調<sup>(帳)</sup>長簿并辻屎担桶置事無用事ニ付注意ス  
書面、又次藤林より書面参リ、其ノ書面ニ別紙付ケテ今里  
村廻スコト、又次和田伊兵衛藪竹壺駄川嶋太兵衛切ルコト

五月五日 雨天 午前八時頃ヨリ清水・民秋兩名出勤ス、  
植田吉郎兵衛製地<sup>(製)</sup>ニ付、絵図引直シテ役場差出候処、少シ  
不都合ニテ却下候也、又次各組長はアンド定ルコト、午后  
ヨリ神祭義付鳳輦警固<sup>(衍)</sup>スス、総代始及宮総代・各組長共八  
名とモスルコト、午后五時頃ヨリ旅所蠟燭差出しテ帰宅ス  
ル

五月六日 雨天 午前八時頃ヨリ清水・民秋兩名出勤ス、  
宮総代小嶋久兵衛出勤ス、昨日出行祭白丁<sup>(白)</sup>ノ義ニ付、上  
里村・岩見村世話方依頼候処、今ニ出頭無之ニ付、六人部  
殿え其事柄照会スルコト、其後白丁<sup>(白)</sup>人足永井いと、佐々  
木なか二人人足スルコト、其後当村神祭ニ付、加ケ馬出コ  
トハ如何之義相談シテ、民秋徳兵衛・小の利右衛門・永井  
九郎左衛門・小嶋久兵衛、総代兩名、旅所郷藏ニテ立咄し、  
相談スル処、大ニ賛成ニテ、其夜各組長相談相掛ケ候処、  
双方相談相整へ候、翌日馬買行、是ヨリ五月七日、和田伊  
之介・清水市右衛門兩名、伏見馬乘人ヲ依頼候処、夫々御

断ニテ、京都祇園馬鶴ニテ馬式頭依頼シテ帰宅ス、其夜馬  
乗人名取調候処、藤田吉之介・小野岩吉・小嶋三之助・野  
口常次郎・橋本辰之介・木ノ山多吉・小の治三郎・永井仁  
右衛門・永井浅吉・杉田治三郎<sup>(拾)</sup>員依頼ヨリ取極メス、  
人名多分ニテ翌七日晚コト、中小路熊五郎ヒイキニテ又馬  
壺頭買フ

五月七日 雲天 午前八時頃ニ翌日かけ馬曲乗スル願書認  
メ、向日町分署長宛ニテ届ル、届人永井九郎左衛門・小嶋  
久兵衛・民秋岩次郎・清水市右衛門四名連署ニテ永井君届  
出頭ス

其夜戸長役場ヨリ翌<sup>(日)</sup>向神社神祭ニ付、該役場府庁へ願濟休  
日スル云々、又乙訓郡聯合議員通達書二件回送相ナリ

五月八日 晴天 本日神祭ニ付氏子総代・村惣代・各伍長  
皆々警固ス、同日十二時ヨリ馬かけスル、乗人<sup>野口常次郎、  
藤田吉之介、  
小の治三郎、  
杉田治三郎、小の岩吉、  
本山多吉、橋本辰之介、  
永井浅吉、永井善右衛門</sup>、馬壺頭乗者ヨリ壺円出スコト定メル、  
併乗者村内人ニ限ルト定メル、古市村嘉一当村ヨリ依頼ス、  
馬場居ル鉄道踏切レイロ方向ヨリ依頼シ三拾銭ニテ乗ル

五月九日 晴天 午前八時惣代兩人出ル、前井伍土方、清

水市兵衛・永井庄介・前田郁太郎三人出ル、馬番大□所座へ壺円八錢、米式斗代御酒料渡ス、御鏡夫々下渡ス、午後藤田治郎吉種痘賃持参候也、清水受取、民秋は休日スルコト、其夜中小路熊五郎事務所えよと人足拾式錢五厘定、永井庄介拾壺錢ノ定コト

五月十日 晴天 午前八時頃ヨリは組嘉左衛門種痘賃持参候、森清七種痘賃、神祭人足賃ノ内テ引キ被下度依頼参り、永井太左衛門中小車新調持候願書及四女きみ入学願書認メテ差出シコト、大坂小西、森重介葉之義ニ付、御尋ニ参り候テ、色々御咄し帰宅ス、又次二小使次三郎、郡村大藪藤次郎杭木買書面持シテ帰宅スコト、宮総代小嶋久兵衛、永井九郎左衛門兩名相談スルコト、永井九左衛門、向日町集會行キ候テ、午后安井直次郎種痘賃取纏メ事務所へ持参候事、三時頃ヨリ戸長役場より書面参り、書面文意当村森山儀兵衛京都屎扱取行候ニ付、其屎芝原米吉ナル者コレラ病罹リ、其屎扱取持帰リ候二付、其屎注意スルヨ書面ニテ、早々清水戸長役場テ其事御尋候処、予防葉持帰ルコト、清水早々嶋脩造宅より帰宅候、早々其屎当村墓所引送り、予防用ヒ其所ニ買候処、向日町分署并郡役所生衛係<sup>(マ)</sup>リ及戸長・京都巡查両四名出張シ、セキタン壺斗壺升入箱壺ツ、消毒

葉壺本失火候処、森山市五郎、藤田治郎吉兩名働コト帰宅ス、又次二森鶴之介あい入学願、に組種痘賃取調ヲ差出相成候、又次二戸長役場ヨリ地押ニ付来ル十三日午前九時当役場出頭有之候哉書面参リ候コト、又次二其夜宮総代小嶋久兵衛・総代式名御相談スルコト、左ノ如シ

五月十一日 晴天 午前七時ヨリ事務所民秋出勤し、前井伍功<sup>(工)</sup>事場所見行、午前十時頃小嶋本家君件々持参ニ相成、式拾円借用し、且永井九郎左衛門昨日氏子集会決ニ聞、神事当村内割賦百五十戸分テ式拾式円六拾四錢係り、且旅所ノ未申杉木枝落シ之レ落スヘクテも差間無之云々、又太鼓破之レモ咄し申被下、張替ヲ被下、代金氏子會計係ヨリ出金スル云々中参出ニ相成候  
本日車止行池<sup>(カ)</sup>ヨリ午十二時ヨリ札建ル、土方中小路熊五郎、永井庄助、永井新七、永井善右衛門、森富吉、清水市郎兵衛、藤田品五郎、又次植田清兵衛茶製スルニ付炉三本届ケ出ス、次二半紙拾斤・半紙界紙百枚、木村辰之助買求ル、但し通付ル、又教育ヒ切符百枚戸長役場取ニ治三郎遣ス、戸長役場ヨリ営業者印紙帳簿、且伝染病流行スルニ付郡役所ヨリ被達

五月十二日 晴天 午前八時ヨリ惣代式名出勤シ、い組前井縄手道造、い組出ル、午后一時ヨリ養水講話係満会催シ集会相成、印紙帳夫々取調置候、次ニ吉村ニ筆七拾五錢買フ

五月十三日 晴天 午前八時ヨリ清水氏戸長役場行、調集委員当村三員設ケ置ヘク様、且印紙帳、通板札鑑札とも持參可致云々有之、同日午前ヨリ用水講話係集会相成、且当村避病院当村立設ケ置、戸長ヨリ咄しも有之、同日午前ヨリ植田三右衛門ヨリ前伍縄手人足助成三人、土方中小路熊次郎<sup>(五カ)</sup>・永井庄助・清水市兵衛・永井新七・森富吉・高橋常次郎の六員、該場所へ民秋出頭ス、同日竣功ニ付酒手三拾錢遣ス

五月十四日 午前雨天午後晴天 午前八時ヨリ惣代式員出勤シ、午後早々清水氏戸長役場へ罷出、通板札鑑札持參ス、同后ヨリ地価持協議シ、調集会委員日給宅人ニ付拾五錢ツ、ニ取極ス、次避病院立ル咄シ致置候、次ニ向神社会計番ノ盟約書定リ、之レニ捺印、宮惣代永井九郎左衛門、村惣代民秋岩次郎スル、但シ物集女村会計ばん極り

五月十五日 晴天 午前ヨリ休日スルコト、同村夜当村養水講話係二付、鳥好清水宅え罷越し候ニ付、和田伊兵衛・永井九郎左衛門・民秋・清水相談スルコト

五月十六日 雲天 午前八時頃ニ鶏冠井村鎌田弁蔵清水宅越し、一昨日東五ヶ村総代裁判所行ノ御嘶承候義ニ付、私は参上ルコト、右鳴谷山件は速ニ相分り候由、森本村清水庄左衛門より御咄しニ付、曩ニ西式ヶ村其由ヲ相談スコト決義スルニ付、京都ヨリ藤林代理り武藤久次郎事務所罷在候ニ付、早々鎌田弁蔵・清水・民秋両三名事務所出勤シテ武藤久次郎ニ面会スルニテは、昨日裁判所事務相成ニ付、今一応ノ御談示スルコトは、別約定金先意丈ヶ追加金被下様依頼ニ付、且ツ明日濟書差出ニ付ニテモ、一応ヲ四ヶ村御咄し迄ノコト、昼飯鳥好より四人前取、酒五合は永井五兵衛より取ルコト、午後ヨリ今里村、民秋・鎌田・武藤久次郎同々ニテ推參スルコト、本日車止札分署御返上候コト、且ツ養水講話コト、久世村川原御断治三郎遣ス、桂饅頭迄買式拾包依頼スルコト、今里村より帰村シ、清水・永井両君藤林詰極終ヲ申入、午後夜八時頃ヨリ上京ス、今夜和井川々堀、前夜ニ各組長宅ニテ相談ヲ相掛ケ決ヲ取纏、双方三ツ橋ヨリ西国街道橋迄堀ト宜トノ嘶シ抛り取極ス、去レト

(ママ)トモ西ノ口落水溝ヲ堀コト、ハ組ヨリ嘶も有之、神事費に・へ・ほ、ほ組ヨリ領収ス、調吏委員投票開(ママ)立会之上開ク、之レ則チ永井九郎左衛門廿弐点、小嶋小嶋(総代)久兵衛十六点、多数ニテ取極ス、該小嶋氏ハ承諾シ帰宅ス、又字三ノ坪ヨリ木ヶ町迄中道へ組ヨリ十八日ニ雨天ニ付廿日定り直し、小井川ハ拾人土方ニテ一人ニ付拾錢ツ、割、村中布告ス

五月十七日 雲天 午前八時ヨリ民秋出勤シ、荒地年季明キ入費取纏ス、午前十時頃ニ上京シ帰候ニ付、其事由ヲ今里村行キテ談示スルコトニ付、当事務所え帰り候処、又生嶋五右衛門茶業組合之コト申談示ニ罷越候コト

五月十八日 午前八時頃ヨリ清水・民秋出勤スル、永井九郎左衛門事務所罷在、地主惣代御断候ニ付、各組長集会シテ其事示談スルコト、十時頃ヨリ清水戸長役場え虎列刺病ニ付集会行候処、弊村ニ於テ虎列刺病罹リ死去候者有之候ハ、十人組より罷出テ勤クコト決義候、且ツ掃除取締リ役人撰スルコト、十二時頃ヨリ藤田甚七弟喜之介病氣ニ付、分署より出張シテ藤田甚七宅え民秋・巡查同々ニテ出張スルコト、五時頃ニ清水・朝田両名、藤田甚七宅行テ帰り事

務所迄帰り候処、右巡查事務所罷在、当村中沢宇の方ニテ喜之介ニケ度程罷置候ニ付、菓子ヲ以テ清水・朝田・巡查右三名出張シテ、其間クスベルコト、六時頃ニ小の利右衛門・民秋徳兵衛事務所罷出テ、段々永井九郎左衛門え依願候ニ付、正ニ承諾ス、清水壺人投票スルコトニテ、各組長・総代退席ス

十九日 雲天 午前八時頃ヨリ各組長及総代ト立合ノ上掃除、且ツ地主惣代二名共投票開札スルコト、右掃除人は永井治郎右衛門高札ニ相成候、又地主惣代は秋田富三郎え高札ニ相成候ニ付、右両名依頼ス、又次ニ各組長、字和井川川掘ニ付立合ニテ割付スルコト、午前八時頃ヨリ養水講世話方出勤シテ満会ヲ勤ルコト、早飯差出し、席当村勝林寺ニテ勤ル、賄ヒは当村鳥好ニテ仕出し、饅頭は壺ツ五厘、饅頭は壺人ニ付十ツ、相渡し申候哉

五月廿日 晴天 午前八時頃ヨリ養水講世話係り決算勘定スルコト、午前ヨリ字東町(カ)ヨリ竹ヶ町迄道造、へ組一統人足候コト、又次ニ小井川堀、中小路熊次郎・清水市郎兵衛・永井庄介・安井与左衛門・森富吉川堀スルコト、午后ヨリ向日町分署長及中川巡查出張シ、右色々御相談スルコト、

戸長役場え民秋氏は行キ候コト、同日藤林ヨリ郵便ヲ以テ送付相成候、西式ヶ村え依頼スルコト、井ノ内村出頭被下度候也

五月廿一日 雲天 午前八時頃ヨリ当村墓所地券、各寺檀中総代渡スコト、村会議員・種痘委員撰挙スルコト、次ニ中小路久右衛門先モ死亡ニ付、役場衛生係リ朝出張、其際予防注意スルコト、次ニ今里邨、小使ヲ以テ嶋谷山件御尋参り候、小井川堀係リ居候也、掃除人永井治郎(右九)左衛門出張シ注意スルコト、巡査及分署長式名共出張、右死亡者寺戸村え送ルコト相成候、各組十人組丈ヶ夫々勤テ寺戸村送り候也、午后迄送ルコト相成候也

五月廿二日 雲天 午前八時(時脱)頃ヨリ清水出勤シ、永井次郎(右七)左衛門出勤、当村植田嘉左衛門・中小路弥惣兵衛、種痘委員投票撰挙シテ帰宅スノコト、中小路久右衛門患者間ヲ花ニテクスベルコト、掛巡査及朝田・永井治郎左衛門・清水、花ニテクスヘルコト、誓弘寺住職事務所参り、墓地所相渡ス、市街中尿尿扱取は夜十二時ヨリ翌午前八時迄二扱取コト達相成り、午后ヨリ各伍長集会し、掃除清潔ニスルコト、該屎咄し、茶圃、田畑・宅不限式畝以上所有スル幹事申出

ルコト申置候也

五月廿三日 晴天折々シグレアリ 午前八時ヨリ惣代式名出勤シ、同日村中組割ニテ和井川川浚ス、且本日藤田喜之助母さと腸空扶私ニ罹リ死亡シ、巡査・戸長代小野利右衛門出張ニ相成、当村永井次郎君該家行、注意スル、午前十時寺戸村墓所ニテ火葬スル、午后ヨリ嶋谷山件ニ付、かいて村片山與介・五十棲石松・清水、今里邨え行キテ相談スルコト、今里村より井ノ内村行示談候処、決局廿七日再集会スルコトニテ帰宅スルコト

五月廿四日 雲天 午前八時頃ヨリ出勤シテ、永井九左衛門(郎脱)・和田伊兵衛兩名出頭シテ色々御咄し致候、和井川字上川原より樋口迄両側草苜取且ツ川堀ニ致候、受取は中小路熊次郎十人手間テ受取候哉、当村養水講ノ内金拾壹円八十錢貸付スルニ付証ニスルコト、又次ニ嶋谷山解訴書ノ写し、かいて村片山與介迄廻スコト

五月廿五日 晴天 午前八時頃ヨリ当村杉本捨之介地券買求ニ付、名寄帳拜見依頼参り、次ニ藤田次郎吉教育費不足分四戸代金六拾六錢持参之事、戸長役場ヨリ藤田甚七親サ

ト認可証送付相成候、地押取調ニ付、地主惣代当役場出頭スルコト、且ツ備公儲蓄米新交換為メ、壱戸ニ付三石ツ、預り候ニ付、望ノ者来ル六月五日迄当役場出頭スルコト

五月廿六日 晴天 午前八時頃ヨリ植田嘉兵衛盜難御届ケ差出、又次ニ永井九郎左衛門え藤林九蔵ヨリ書面参リ、清水・民秋、拜見之上其事柄今里村廻スコト、又次地押取調義ニ付、小嶋久兵衛・永井九郎左衛門・秋田富三郎両三名、戸長役場え出頭ノコト、又次ニ植田清次郎人力車、京都え売渡し付願書認メ差出ノコト、又次ニ五月分教育費各戸ヨリ取纏メ金戸長役場差出ノコト

五月廿七日 雨降 午前八時頃ヨリ清水出勤候処、当村好太郎書出持参候、民秋(行)氏鳴谷山惣勘定かいて村事務所迄出頭被下、其儘上京スルコト、清水当村事務所ニテ地押取調委託書置候テ、大藪村上植野村傘式拾本買求メ、代金三円式拾銭払コト、又次地押委状認メルニ付、界紙百枚且ツ半紙式折・美濃界紙五枚買求候、村入用紙半紙十折・半界紙式百枚買求候也、午后六時和井川橋ヨリ上テ掘人足十人受取ラスコト、本日成功相成候、金壱円十五銭中小路熊五郎外式名者え渡ス

五月廿八日 晴天 午前八時ヨリ地押委任状認メ、村番水認メ帰宅候、午后ヨリ一時頃ニ戸長役場より書面参リ、使者同々(道)ニテ当役場え出頭相成候様書面ニテ、清水早々参リ、戸長御咄し承り、小の五右衛門家内病氣ニ付、未夕医師二見セス候テ不都合相成、早刻医師ニ相掛ケル被下度候、和鉄抱持主有之候哉取調被下度、直又地券六拾三通受取持帰り候、事務所帰宅候処、民秋氏上京行只今帰宅候テ、鴨谷山件之御咄し候処、先藤林よりは速ニ埒明ケ事済候哉、藤林手元え上植野村分拾六円十銭差出候哉、永井次郎右衛門呼寄せ、小の五右衛門注意候事(注)、又次ニ安井與左衛門小井川掘式人代二十銭相渡ス、其夜養水講世話方え示談スルコト、明日民秋・清水両名石塔寺催促行コト

五月廿九日 晴天 午前八時頃ヨリ養水講義ニ付、向日町石塔寺掛金催促、民秋徳兵衛・清水市右衛門両人行コト、午前十二時帰宅候処、小の五右衛門病氣ニ付検査相定り流病病ニ付村方より六人部依頼候処、永井治郎右衛門・清水・巡查出張シ注意スルコト(注)、且ツ墓地え立札立ルコト、永井治郎右衛門注意ス、中小路熊次郎前川掘道造ル九人代壱円拾式銭五厘、小井川掘式人代二十銭渡ス、清水市郎兵衛小井川掘式人代式拾銭渡スルコト、又其夜各組長ヨセ、傘式



十本代戸ニ付式錢一厘ツ、纏メコト、和銃取調スルコト、地押ニ付委状取ルコト、右三件ヲ示談スルコト

五月三十日 雲天 午前八時頃ヨリ出勤シスルニ付、裏書地券渡スコト、且ツ又和単銃取調候ニ付、道造畦畔費地所え取纏メ切符認メテルコト、小嶋久兵衛鬮壺足持參ノコト

五月三十一日 午前八時惣代出勤シ、和銃取調シ戸長役場へ被出候、猶又藤田浅七訂正之願書差出ス、午后ヨリ巡查各戸毎々巡回スルニ付、各組長へ先布告流シス、因テ嚴重之掃除検査相ナリ

六月一日 午前八時ヨリ民秋出勤シ、口組長ヨリ大藪傘錢ヲ持參シ、廿式戸分受取ス、又佐々木寅吉分別々治三郎受取ス、次ニ巡查井筒昨日残分巡回相成、永井治郎右衛門同道ニテ各戸へ回ル、次ニ三ツ橋修繕かへ、森清七人足、午前中小路久右衛門・弥宗平・永井末吉三人取ル

六月二日 晴天 午前八時民秋・永井治郎右衛門出勤シ、  
巡查山田掃除検査出張相成、次ニ今村友次郎・永井伊右衛門<sup>(養)</sup>要水ヌキ実地検分シ、中小路宗左衛門孟宗藪溝付コト頼

ス承諾ニ相成、次ニ永井平次之間不承知ニ付、永井五兵衛・今村友次郎兩人夜<sup>(カ)</sup>相見候、又永井平次事務所呼寄、因テ先壺ケ年丈ケ承諾スルトノ答ス、午后五時過ニ郡役所書記小山源三郎腸空斯件ニ付出張相成候也

六月三日 晴天 私用ニ付休日

六月四日 雨天 午前八時ヨリ石塔寺へ用水講掛金不足ニ付示談ニ行、午后二時頃田中治兵衛地券七通、長谷川与兵衛相渡ス、次ニ警戒ニ付地券一通相渡ス、次ニ銃改申出様備荒儲蓄米取扱相濟ニ付、書面返却相成、之レ夫々申出ル

六月五日 休日

六月六日 午后一時頃ヨリ藤田茂兵衛屎墓地ニテ火<sup>(マ)</sup>コト検査之上巡查中川・朝田・清水三名立合之上火<sup>(マ)</sup>コト、其夜又中川氏・永井治郎右衛門・清水示談之上、藤田茂兵衛看病人相極メ候処、品五郎・おゆき看病人相定候

六月七日 林田六右衛門生産御届ケ差出し、次ニ堤防藪地取調ニテ戸役場エ差出候コト、明日八日福井出掛人足差ス

コト、帰宅候也

六月八日 晴天 午前八時ヨリ福井出掛ケ、人足十三名ニ付掛ケ候、例之通ニ繕卷人ニ付弍銭ツ、宛渡スコト

六月九日 休日

六月十日 休日

六月十一日 午前八時頃ヨリ藤田井出掛ケスルコト、次ニ  
巡査・朝田・清水三名、藤田甚七小の惣右衛門クン申ニ  
行、午後四時頃ニ巡査・朝田帰宅候処、永井治郎右衛門同  
日午前より郡役所掃除件ニ付出頭シ、午后五時頃帰宅候ニ  
テ、民秋・清水・永井三名、村中無洩巡廻候コト、翌日十  
二日残り分廻ルコト

六月十二日 雲天 午前八時頃ヨリ残り分廻ルコト候也、  
同日晩各組長及ヒ掃除委員共ニ集会スル一件左ニ、

渾テ掃除清潔スルコト、日雇者他ヨリ罷越スモノ郡費話し、  
教育ヒケ月話し、下植野官藪竹売却相成候咄し申入置候、  
次ニ本日六人部氏事務所出頭相成、惣代は掃除検査見廻

(ママ)  
ノシ不在中相見へ、永井ニ嘯、書置キ帰宅ス

六月十三日 雲天 午前八時惣代式人出勤シ、郡費取纏メ  
方且ツ諸払方スルコト、午後六時頃ヨリ戸長役場ヨリ字限  
止□取調スルコト、早々取調候テ役場差出し、午后七時帰  
宅ス

六月十四日 雨天 午前八時頃ヨリ出勤シ、に組長ヨリ郡  
費差出し、へ組・ほ組・い組郡費差出相成候、寺方取纏メ  
る四十五銭分金三円四十八銭戸長役場え午后四時頃ニ小使  
治三郎ヲ以テ差出候コト、其時安井与左衛門弍銭四厘、佐々  
木源四郎弍銭四厘、清水処ニテ都合シニテ差出候也、又次  
永井九郎左衛門十二日ニ六人部氏参上候テ、皇典荒分署費  
ノコト示談相成候、其事柄惣代御咄し有之候也、又次民秋  
徳兵衛養水講ノ義ニ付、石塔寺飯料引クコト、前伍繩手竹  
代老駄半代六拾銭、小嶋久左衛門又老駄半六拾銭、和田伊  
兵衛竹切賃十五銭、川嶋太兵衛へ相渡ス、使治三郎へ遣ス

六月十五日 休暇

六月十六日 休日

六月十七日 晴天 午前八時頃ヨリ清水・民秋徳兵衛兩名事務所、明治九年頃ニ村中田地水通シ村方買取相成候、森源右衛門切ノ下長谷川与兵衛水通致ス候ニ付、村方買取証ニ有之哉、又無之哉、御取調被下度ト森源右衛門より願置候ニ付早々取調候所、右証ニ無之付、小野利右衛門依願シ、其之取調候テモ見当無之候ニ付、其事森源右衛門御咄し候テ帰宅ス

六月十八日 晴天 午前八時頃ヨリ藤田茂兵衛チウスニ付死亡候ニ付、清水事務所罷在候処、井上達吉三女たさヲ産致告する、及名附書共差出シ候也

六月十九日 晴天 午前十時頃ヨリ村中掃除検査トシテ、巡查及永井治郎右衛門兩名廻ルコト、其夜清水宅永井次郎<sup>(注)</sup>右衛門參、參拾本程井戸堀スル様<sup>(注)</sup>注意スルコト、

六月廿日 晴天 午前八時頃ヨリ井出掛ケスルコト、其後六時頃ニ戸長役場小使ヲ以テ布告且ツ教育費ノコト送付相成候ノコト

六月廿一日 晴天 午前八時頃ヨリ福井出掛ケ餅代小野元

吉式拾八錢渡ス、且ツ民秋岩次郎、茶業鑑札及規則書四通ツ、相渡シ候哉、午前十時頃ニ中小路久右衛門、久蔵ハチン腸空扶斯ニ付、早刻永井治郎右衛門、署長、郡役所藤田戸長役場小野五郎右衛門、朝田多右衛門、惣代式名共、中小路久右衛門宅參り、早々<sup>(注)</sup>注意スルコト、森山弥兵衛、中小路久右衛門預ケ、中小路弥惣兵衛家内・子供四名預ケ、看病人せきスルコトニ付、巡查丸毛氏及伊藤氏後残り、中小路久右衛門宅クンヂスルコト、午后四時濟候也、同刻ニテ民秋・清水式名、村中田地植付義ニ付見廻ルコト、其夜小嶋政次郎、林田龜治郎、和田伊兵衛、小野利右衛門相談スルコト、同日ニテ今里村より嶋谷山件ニ書類分參り、小嶋久兵衛火出シ茶依願候コト

六月廿二日 晴天 午前八時頃ヨリ村中田地式丁壺反植残りニ付、入レ回シス、人足小嶋政次郎、湯川伊之介、中小路宗左衛門、林田龜次郎、森喜蔵、秋田富三郎、和田伊兵衛、小野利右衛門、惣代民秋岩次郎・清水市右衛門、都合人足十人ニテ、午前十二時ヨリ入レ廻シ始メ、終ル者午后四時ニ終リ候也

六月廿三日 晴天 休日

六月廿四日 晴天 午前日出ヨリ番水始メ、同日八時頃ヨリ教育費未納者署分<sup>(地)</sup>ニ郡役所中野氏・戸長役場小野五郎右衛門・総代式名、戸長役場より先日郡費壺戸ニ付式錢四厘ツ、取纏メ差出シ候処、一先御戻シ相成候、正ニ受取候也、其次ニ薬件取纏帳簿心ニ付、早刻差出シ書面送付相成候、直接ニ戸長役場送付コト、午后五時頃<sup>(帰脱之)</sup>ニ宅ス

六月廿五日 晴天 植付休日ノコト 午前八時頃ヨリ出勤シテ村費諸払シ、且計算相立候也、其午后二四時頃ヨリ森源之介字切ノ口田地、長谷川与兵衛田地水吐シノ論発、其時作人野口四郎兵衛事務所迄呼<sup>(寄)</sup>碓段々示談候上地主与兵衛方一応念タメ相談スルコトニテ帰宅ス、翌日早々<sup>(マゴ)</sup>答返スルコト、其夜各組長集会シ、村費徴収方惣代ヨリ組長ニ示談スルコト、過日差出有之郡費金返却ニ相成候、其金村費廻スコト如何候哉談シ、且ツ小学校授業料生徒一人徴収スルコト、教育費四度ニ割ルコト協議スル、小野喜四郎・植田嘉左衛門・安井直次郎・堀池半右衛門・湯川伊之介代理小嶋久兵衛、藤田治郎吉ハ休暇ノコト、同月一月より六月中迄諸払方速ニ相渡スコト

六月廿六日 晴天 午前八時頃ヨリ清水出勤シ、村費麦出

帳簿ニ掛ルコト、午前九時頃ニ生嶋信吉神事費八錢持参候コト、午后一時頃ヨリ清水氏ハ<sup>(長脱之)</sup>戸役場集會件、小学校生徒授業料取纏メ日限は毎月四日相定壺戸毎教育費は毎月十一日・十二日兩日ニ徴収期限相定、寺戸一村火葬場ニ付部内一統寄附募集ノコト、且ツ七月一日より戸長役場ニ於テ諸願認メ人置コト、薬件預リニ付、後日ヨリ預リ可申トノ村中一統ニ連印ニテ受証差出候コト、午后五時帰宅ス、午后六時頃ヨリ森源之介水吐一件ニ付、森源右衛門本夜番水相成ニ付、誠ニ水吐トシ無之候テハ不都合候間、是非今夜ニ否哉御願候也、早刻野口四郎兵衛寄、右件ニ示諭候処、其件は総代意応シ候ニ付、他ヨリ土ヲ持クルコトニテ、人足両法人足出ルコトニテ、午后七時頃ヨリ其事速ニ事済候コト

六月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ民秋村費取纏メ帳簿認メルコト、中小路久藏商業鑑札返上願書差出候、小林平兵衛醬油小売届ケ差出コト

六月廿八日 晴天 午前八時頃ヨリ村費及畦畔ヒ共取纏メ帳簿認メ、午前九時中小路久藏掃除見回コト、藤田茂兵衛工業鑑札返上書差出し、又次土山捨吉京都ニテ金借ニ付、

土地書入公証印願書差出候、法華寺宮繕講差出有之也、土山捨吉建家抵当入置ニ付同日公証印願書差出候也、其午后三時頃ヨリ雨降ニテ同日十一時頃ヨリ番水ツフスコト、翌日村中休日コト

六月廿九日 晴天 休日 午前八時頃ヨリ村費切符配達ス、中小路久右衛門麦かりトモホスコト、薬件受証取ルコト、其晩地備持寄テ火葬地志有金依願候也、且ツ改世ニ相成ルニ付惣代断申立ルコト、次ニ生徒授業料取調収入辺渡スコト、且山件相披露スルコト

六月三十日 雨天 午前九時頃郡役所中野氏・戸長役場小野利右衛門兩名事務所出頭シ、藤田徳次郎付立揭示張ルコト、藤田徳次郎所持品六拾点付立チスルコト、又次ニ式人乗人力車御印返上願書差出候コト、又次ニ小野作右衛門長女なつ裁縫退校願出スコト、又次佐々木治三郎郡費弍錢四厘清水此分徴収スルコト、次ニ向日町木村辰之介美濃界紙三百枚買行候也、同日鳥好ニテ昼飯弁当四ツ取ルコト

七月一日 晴天 午前八時頃ヨリ他所地租金壹円ニ付七錢五厘かへ村費取調候ニ付、又藤田徳次郎教育費未納<sup>(廻)</sup>署分ニ

付、事務所本人呼ヒ、安井直次郎・木ノ山武兵衛・井上安兵衛・植田みつ段惣代諭示致シテ、ツマリ梅三斗売ニ井上安兵衛遣シ、三斗代金弍十一錢売上候テ、外二三錢差出都合弍十四錢、残金は木ノ山武兵衛・植田みつ和候テ不取敢六拾六錢都合致シ、外人足賃は無シシテ、同日午后六時頃ニ戸長役場差出候テ済候コト、井上安兵衛次男末吉退学御願書差出候、火葬寄付依願候ニ付野口宗右衛門・杉本権ノ介・植田吉郎兵衛・永井平左衛門兩名承諾候コト、其時巡查遠山巡回候コト

七月二日 村中休日 晴天 午前八時頃ヨリ各組長郷藏ニテ麦五升<sup>(マ)</sup>五錢一厘取纏メスルコト、惣代兩名は租金壹円ニ付五錢五厘ツ、取纏メスルコト、郷藏人足藤田梅之介・植田長次郎人足、同日植田林右衛門儀式拾俵買入スルコト、土山捨吉宅地京都府下岡本嘉兵衛式番抵当公証印御願書認メ候也

七月三日 晴天 午前ヨリ休日、午后一時頃ヨリ戸長役場より惣代只今出頭スルコト申候ニ付、民秋氏出頭シ、中小路長左衛門車長台規則外□□□□ニ伏見検査官見ヘラレ其事相談ニ相成候、又次各壹戸毎ニ流行病ニ付ゆか板上掃除

スルコト御咄ニ有之テ帰宅候処、其晩長次郎呼寄セ其事柄聞糺し候テ帰宅ス

七月四日 晴天 午前八時頃ヨリ民秋・清水出頭シテ村費取調候ニ付畦畔人日給渡ス、小学校築費式拾六円七錢五厘會計預ケルコト、其晩各組長集会スルコト、床下掃除スルコト、且ツ中小車長台ノコト相談候コト

七月五日 晴天 午前八時頃ヨリ事務致居候也、午后一時頃ヨリ中小車修繕ニ付再願木ノ山武兵衛・小の捨吉両名認メ、小林半兵衛退学願差候<sup>(出脱カ)</sup>、又次長谷川与兵衛村費地係り五拾四錢八厘持参ノコト

七月六日 晴天 五人組内壺人呼寄ルコト、午前八時ヨリ事務致し、午后一時頃ヨリ床下掃除ニ付只今惣代出頭スルコト、清水行、明七日朝ヨリい・ろ・は三組検査スルコト依頼受置様事務所帰り人民呼寄セ其事住意スルコト、床下<sup>(上カ)</sup>明ケ掃除ニ清潔ニスルコト、其晩に・ほ・へ組五人組内壺人呼寄セルコト、其事注意スルコト

七月七日 晴天 午前八時頃ヨリい・ろ・ハ三組床下掃除

及家宅内皆悉掃除シテ巡查遠山・山田・戸長両三名検査候コト、其夜十二時ヨリ番水始メルコト

七月八日 晴天 午前八時頃ヨリに・ホ・へ三組床下及家内皆悉掃除スルコト、巡查遠山・神崎外壺名、兩名、戸長代理清水太兵衛、惣代掃除員検査候コト

七月九日 晴天 午前八時頃ヨリ中小路長左衛門、中小車破損願書認メ、佐々木寅吉床下掃除致居候ニ付御検査被下度依頼候コト、教育費切符配達候事

七月十日 晴天 休日スルコト

七月十一日 晴天 日曜休暇スルコト

七月十二日 晴天 午前八時頃ヨリ戸長役場小野利右衛門、教育費戸係り及地係り取纏メスルコト、同日午前十一時頃二井ノ内村小使ヲ以テ嶋谷山件ノコト照会ニ及候也、同日午前ヨリ中小路弥惣兵衛・和田伊兵衛中小車破損ニ付御押替御願差出シコト

七月十三日 晴天 午前八時頃ヨリ各戸毎ニ府營業上り高取調ニテ差出スコトニ、村中營業人夫々事務所寄セルコト、且ツ神事道具郷蔵入置候コト

七月十四日 晴天 午前八時頃ヨリ和井川樋口サラエニ行ニ付、(即脱カ) 当村小野五右衛門人足壺人出ルコト、昨日残分營業取調ニ付皆悉取調テ戸長役場差出スコト、同十一時頃ニ京都府下田中治兵衛事務所村費徴収ノコト御尋候ニ金壹円六十式錢徴収スルコト

七月十五日 天晴氣候也 午前八時頃ヨリ秋田富三郎、清水地押調ニ付名寄帳読合スルスコト、(マ) 午後ヨリ秋田富三郎休スミ、民秋、清水両名名寄帳読合スルコト

七月十六日 晴天 晴天 午前八時頃ヨリ和井川樋口サラエニ行ニ付、(即脱カ) 当村小野五右衛門人足壺人出ルコト、昨日残分營業取調ニ付皆悉取調テ戸長役場差出スコト、同十一時頃ニ京都府下田中治兵衛事務所村費徴収ノコト御尋候ニ金壹円六十式錢徴収スルコト

〔(欄外) 七月十七日 晴天〕 翌日大掃除スルコト、又次ニ小林

孫左衛門より神事費八錢差出、民秋受取候也、又次裏口西ハリツケ物納屋棟上ク、大工宗八四十錢受取、二ツ半建立とスルコト、又次中小路久右衛門掃除スルコト、検査済相成候、午後ヨリ山ノ下井戸堀人足林田龜次郎、又次地押調ニ付地主惣代、村惣代相談スルコト、清水戸長役場行、新名寄帳借戻り読合スルコト、午後五時四十分済

七月十八日 晴天 午前八時頃ヨリ字山ノ下井戸堀人足ニ付惣代両名共野口常二郎、林田龜次郎、井月善右衛門、秋田駒吉、小林喜平治、森山宗五郎、「日翌(挿入)ニ井戸堀」休日候也

七月十九日 晴天 午前八時頃ヨリ佐々木源四郎死亡候ニ付、死亡届ケ差出スコト、又次地押調ニ付地主惣代札書依頼候コト、又次駅伝鑑札返上候也、又次山ノ下井戸スルコト

七月廿日 晴天 午前八時頃ヨリ地主惣代及惣代出頭スルコト、山ノ下井戸堀済

七月廿一日 晴天 午前八時頃ヨリ地主惣代地押ニ付取調

致居候也

七月廿二日 午前より同十二時白雨大キ有之 午前八時頃ヨリ地主惣代及小嶋久兵衛休日、富三郎、九郎左衛門兩名出頭スル、午后六時帰宅スルコト

七月廿三日 晴天、村中雨悦ニ付休日

午前八時頃ヨリ地押ニ付永井九郎左衛門、秋田富三郎、清水・民秋兩名、四名実地取調実施スルコト、午后六時帰宅ス

七月廿四日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付永井九郎左衛門、秋田、清水・民秋兩名実地取調着手スルコト

七月廿五日 晴天 午前八時頃ヨリ地押調ニ付地毎ニ札立行コト、小嶋、永井、秋田・清水(名脱之)兩行コト、民秋氏村事務取扱コト、種痘料ハ安井武右衛門アサ三錢徴収コト、同日布達へ組より廻スコト

七月廿六日 晴天 午前八時頃ヨリ地押札立行コト、地主惣代及村惣代立合ノ上札立相済候也

七月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ地押取調分割地所ニ付着手スルコト、午前十一時頃ヨリ半紙壺シメ、半切壺本式百枚半界紙代金貳円四拾四錢払也、午后六時仕舞スルコト

七月廿八日 晴天 午前八時頃ヨリ地押取調、且ツ事務所裏口物入屋根ス、竹ス(實)アムコト、人足植田三右衛門、森山宗五郎兩人行コト、又次駅伝惣代後役取極メ届ケ書差出被下度依頼、井上勘右衛門参り候、其晚嶋谷山勘定ニ付民秋・清水兩名かいで村相談行コト

七月廿九日 晴天 午前八時頃ヨリ地押取調ニ付租税課官員戸長役場出張シ候ニ付、永井・小嶋兩名出頭スルコト、清水・秋田事務所取調スル、又次ニ永井丑吉、村井孫右衛門荷送付替ニ度々事務所依頼スルコト

七月三十日 晴天 午前八時頃ヨリ地押取調ニ付惣代出頭スルコト、鶏冠井村嶋谷山件費用勘定八月二日午前八時ニ当村事務所迄スル、使以送付スルコト

七月三十一日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付惣代及村惣代十一時頃ヨリ永井太左衛門裏道付替ニ付実地見行コト、



民秋・清水兩名参リコト、午后六時ニ帰宅スルコト、又次  
西今里村・井ノ内村両勘定義ニ付懇会候処、来ル二日ニ当  
村事務所迄出頭ノコト、会計金拾五円借入

八月一日 晴天 午前八時頃ヨリ地押取調ニ付夫々取調ニ  
係リコト

八月二日 晴天 鳴谷山件ニ付惣勘定、今里小山宇三郎、  
井ノ内林弥三郎、当村惣代民秋岩次郎・清水市右衛門、鷄  
冠井村鎌田弁蔵、五十棲石松、片山与介、杉原七左衛門集  
会之上勘定ス

八月三日 晴天 伝染病ノ腸窒扶斯時発、植田清次郎妻む  
め発病、七月卅一日診断、八月三日午后九時医師島修造報  
告ス、生衛<sup>(ママ)</sup>朝田多右衛門、巡查丸毛氏出張シ、掃除委員永  
井治左衛門出張シ、清水種痘術料安井武右衛門アサ代三錢  
渡シ、朝田多右衛門渡ス、同日地押調件ニ付、永井九・小  
島久兵衛・秋田富三郎・惣代式名出席ス

八月四日 晴天 午前八時ヨリ地主惣代并村惣代出席ス、  
次ニ四錢四厘永井末吉村ヒ受取、又三錢九厘藤田庄兵衛受

取、ろ組長堀池半右衛門より講典<sup>(皇)</sup>皇究分所郡ヒ出金之内廿  
三戸分六十二錢壹厘受取

八月五日 晴天 午前八時頃ヨリ地押件ニ付、戸長役場清  
水行、郡役所土地台帳ト戸長役場名寄帳読合スルコト、御  
示談清水事務所場、地主惣代其晩ニ其事協議スルコト

八月六日 晴天 午前八時頃ヨリ地主惣代郡役所行、清水  
は上川原二ツ井人足廻し行、野口宗右衛門、幸三郎死亡届  
差出候コト、其晩真堀水車ツケルコト、各組長協議スルコ  
ト

八月七日 晴天 午前八時頃ヨリ郡役所戸長役場帳簿読合  
スルコト

八月八日 晴天 午前八時頃ヨリ地押調ニ付、地押惣代取  
調スルコト、字上川原井坪井路堀人足、清水市郎兵衛・植  
田善兵衛・森山乙八行二十五錢式厘ニテ働スルコト、鳴谷  
山件ニ付、京都米定事務所出頭シ、早々鷄冠井村送ルコト<sup>(ママ)</sup>

八月九日 晴天 午前八時頃ヨリ小井川字下川原より上樋

口迄川堀人足壺人ニ付十五錢、植田善兵衛・清水市郎兵衛・  
中小路熊次郎・森山乙八・同竹次郎

八月十日 晴天 午前八時頃ヨリ向日町<sup>(カ)</sup>戸政よりたみる及  
戸とも事務所持参リコト、次小井川堀人足清水市郎兵衛・  
中小路熊次郎・森山乙八・同竹次郎、次ニ清水種痘証符代  
壺錢残分持参ノコト、本田与左衛門地券訂正願差出しコト、  
同日日入ヨリ真堀水車ツケルコト

八月十一日 晴天 午前八時頃ヨリ真堀日ヲイ人足藤田重  
郎兵衛・井上庄右衛門・藤田甚七両三名也、次字上川原式  
ツ井戸堀日雇井上安兵衛働コト、其夜組長集会之コト、真  
堀車フミ賃錢取極メスルコト、但弁当無、十六錢半ト定帰  
宅スコト

八月十二日 晴天 午前八時頃ヨリ事務ニ係リ、午后ヨリ  
菱川村井出水貫行コト、清水・民秋菱川村事務所罷出、水  
段段依頼候処、本年ハ未夕当村田地水行不届<sup>(ママ)</sup>カス候故、不  
届ケ次第御報及候ト答ト帰宅スル、其晚戸長役場午後七時  
<sup>(ママ)</sup>二頃ニ書面送付ニ付開封候処、本年旱魃ニ付旱害ニ罹リ田  
地之取調至急差出候、先本日テハ枯死分式分通、豊饒分四

分通取調テ戸長役場差出し帰宅ス

八月十三日 晴天 午前八時頃ヨリ、戸長役場ヨリ教育費  
取纏メ、小野利右衛門出張シ、其晚各組長集会シ、諸事規  
則八月十五日施行スニ付、組長露被<sup>(ママ)</sup>ス、且ツ盆蘭<sup>(ママ)</sup>盃会・手  
踊・六斎念仏等一切廃シスコト、帰宅スルコト、堤防両側  
人足

八月十四日 晴天 諸抔シ候処、午后一時戸長役場ヨリ掃  
除委員出頭スルコト、又次二午后一時ニ巡查遠山出張シ、  
且ツ盆蘭ノコト御咄し有之、早々組長呼寄セ其事御咄し、  
各寺院えも御談示スルコト、其晚養水講世話方集会し、字  
上川原式ツ井戸堀及和井川・小井川突井戸堀スコト協義ス  
ルコト、次其晚巡查相見中川氏直に盆会注意篤トスルコト

八月十五日 晴天 午前八時頃ヨリ村中盆祭り見廻リスコ  
ト、小の次郎右衛門・清水・民秋廻ルコト、且ツ午后ヨリ  
伏見竹田え井戸屋尋ニ藤田重郎兵衛・清水氏両名行コト、  
午前上川原式ツ井戸コイヲ向日町桶善ニテ大式本買求メル  
コト依頼行コト、午后四時ニテ伏見ヨリ帰宅スルコト、其  
晚民秋徳兵衛、字上川原持主中事務所集<sup>(行)</sup>集会スルコト清水  
宅依頼見、民秋フルコト

八月十六日 晴天 午前八時頃ヨリ、字上川原式ツ井戸堀開田村ノ奥ノ町ニ咄シ奥ノ町堀ルコト、且ツ和井川・小井川両ともサラエ堀ルコト清水、中小路熊次郎連テ見行コト、明ル十七日川堀着手スルコト、其晩地価持各組長寄相談スルコトハ、民秋徳兵衛字上川原コトニ付依頼之通ニテ相談スコト

八月十七日 晴天 午前八時小井川及式ツ井戸・馬立井戸、式ツ井戸開田佐七堀サケニ掛ルコト、午后三時頃ニ水出水ニテ御断ニ付金三拾錢渡ス、馬立井戸番水ニ付、井路堀井上安兵衛スルコト、小井川堀スルコト、植田清次郎クンジスルコト、小野五郎右衛門

八月十八日 晴天 午前八時頃ヨリ小井川堀係ルコト、向日町戸政(テール)テフル代及戸代共、三円七拾錢渡スコト、野口四郎兵衛、字上川原式ツ井戸ハク入レヨ一式、四郎兵衛ニ受取スコト、次ニ小林庄左衛門式拾錢渡スコト、次ニ茶業組合鑑札ニ付、至急差出候様示諭被下度候也、字馬立井戸番水始、本日日入ヨリ始

八月十九日 晴天 午前八時頃ヨリ和井川堀係ルコト、次ニ字上川原馬立井戸番水致し候処水わかズ候故、元式ツ井戸廻スコト、次ニ伏見竹田口井戸突屋示談ニ参リ、和田伊兵衛・小の利右衛門・小嶋久左衛門・総代とも示談スル、一先ツ寺戸村行テ帰り、御取極メシテ伏見帰り、定約、帰宅ス、次ニ藤田治郎吉・安井宗八、茶業組合鑑札願出ルコト、井上・安井安兵衛、五十錢小井川堀賃渡スコト、字上川原式ツ井戸直し人足安井権右衛門・野口四郎兵衛・野畑伊之介、同日式ツ井戸ハタ(ウ)大工甚三郎より持参リコト、郡宅林山原野及畑上納切付、村中発達候コト

八月廿日 晴天時々雲り風アリ 午前八時頃ヨリ字上川原式ツ井戸直し係ル、和井川堀ルコト係リ、但し人足ハ清水市郎兵衛・小林庄左衛門・井上安兵衛・森山竹次郎四人計リ、就ては永井九郎左衛門、郡役所へ出頭相成候、其晩民秋徳兵衛・小嶋久左衛門・小の利右衛門・永井九郎左衛門、井戸突相談スルコト

八月廿一日 晴天 午前八時頃ヨリ永井九郎左衛門・和田伊兵衛・総代、井戸突地定取極メ行コト、総代式ツ井戸見行コト、午前十二時頃ヨリ井戸屋事務所罷越シ候処、其コ

ト小嶋久左衛門・永井九郎左衛門・和田伊兵衛示談スルコト、又午后ヨリ再ヒ井戸屋依願参リ、明日より当村え参リコトニテ井戸突始ルコト定約スル

八月廿二日 雨有テ薄雨ニ候也 井戸屋ニ金七円五十銭借スコト、午前八時頃ヨリ井戸屋事務所参リ至ル約定スルコト、井戸屋道具取人足野口常次郎・土山捨吉・湯川岩次郎三人行、寺戸村迄、井戸屋宿は和田清右衛門え借リ、足場板夫々借リルコト、蒲団・蚊長夫々借入ルコト、式ツ井戸堀ルコトは大水ニテ休ムコト、野口四郎兵衛、事務所迄其コト申出コト、先ツ見合スルコト、次ニ色々借入スルコト、其晩村中休日、大雨有

八月廿三日 晴天、雲有テ村中日 午前八時頃ヨリ鑿抜、井戸屋ニ壺人ツ、ゾリ遣コト、且ツ子ハ土ツ取行人足小野勘七・長谷川繁次郎、ムシロ五枚ツ民秋・清水出スコト、又次風呂ヲ借行コト、当村鳥好ニテ借候也、井戸屋ニ前約定酒壺升遣スコト

(朱筆)  
「八月廿四日 晴天 村中休日 午前八時頃ヨリ井戸突係

リ、九時二箇ニ入レ候処、凡十間底ハイリ候処、水上リ無ニ付再突スルコト、地面行名、和田伊兵衛、永井九郎左衛門、小嶋九左衛門、民秋岩次郎、清水市右衛門、事務所ニハ畑宅山林ノ租税徴収相成候、小の利右衛門、午前清水事務所帰リニより畑伊之介、式ツ井堀上候ニ賃三拾五銭、二人半同八拾七銭五厘権右衛門渡ス、永井九郎左衛門ハ地押ニ付鉄道番書組替ニ係ルコト」

八月廿五日 晴天 午前八時頃ヨリ井戸突致居候、午後三時ヨリ式間三尺計入、又次井ノ内村嶋谷山件相談書面参リ、五、六日延引ノ返答ニテ帰スルコト、嶋谷山写物ニ係ルコト

八月廿六日 晴天 午前八時頃ヨリ井戸突見行、壺度ニ壺間計リ入、午前十時水出し、都合十六間四尺テ水吹上リ、午前十二時迄成功スルコト、但シ八月廿六日クモリ、夜十時頃大雨アリ、又夜明前ニ大雨フリ、依テ大畑川(小)へ井出参リ、廿七日日出迄ニ番水ツブレ、但シロ組ニテ同日より二日休ス

八月廿七日 雲天 午前八時ヨリ惣代出勤シ、午后ヨリ常

例之通素麵出スニ付、各組長集会シ

八月廿八日 晴天 午前八時頃ヨリ鳴谷山件、写シニ係ル、午后十一時頃ヨリ共有金世話係リ鳴谷山入費金額ヲ少々助成依頼候処、永井九郎左衛門、小嶋久左衛門兩人ニテ取極メ候コト、其晩午后七時頃ヨリ村中ノ五人頭、当事務所ニテ集会スルハ鳴谷山ノコト、且ツ和井川セキ拔、毎日半日限り各五人頭取極メスルコト、鳴谷山費額は、壺戸ニ付拾五錢出し、九月・十月・十一月三ヶ月徴収スルコト決議スコト、壺ヶ月五錢出し決議スコト、柴・下草ノ義は、総代より報知スル迄は柴丈ケは刈取、松茸取は堅ク総代連応ニ堅ク相守ルコト 決テレテ聞クコト

八月廿九日 晴天 午前八時頃ヨリ鳴谷山写物係ル、佐々木治三郎番水賃渡スコト、清水市郎兵衛四十五錢川掘賃渡スコト、中小路熊次郎川掘賃七錢五厘半日代、民秋岩次郎先川掘代壺円八十錢十二人代渡ス、又山ノ下突井戸入費式円壺錢渡スコト

八月三十日 晴天 午前八時惣代出勤シ、いの治壺円九拾八錢渡ス、同日鴨瀬<sup>背</sup>山山税取纏メ罷越シ渡ス、次ニ午后四

時ニ上川原和井川樋口突井戸水吹出ル、小嶋久左衛門御苦勞相成

八月三十一日 晴天 字上川原突井戸ハ和井川側十四間三十也、上川原二ツ井戸・突井戸突地見分ニ和田伊兵衛御苦勞相成、永井新左衛門孫永井いの生ルニ付名附認メ戸長役場持遣ス

九月一日 午前雨下り午后ヨリ晴レ 午前八時惣代出勤シ、同日村中雨祝、同日式百十日ニテ風無シ、依テ休暇シ、付テハ突井戸屋中川乙吉金、小山卯之助委任ヲ以テ受取参リ、之レ則実印相違ニ付、態使差走小山卯之助宅へ、同道ニテ悴参リ、中川乙吉・富永忠次郎共ニ立会之上、金拾七円六十式錢ト先貸七円五拾錢貸候也、又同日佐々木源四郎前死去ニ付、跡相続人取極云々、戸長役場ヨリ申越シ候条、早々印鑑届家督相続届差出し

九月二日 雨天 午前八時頃ヨリ惣代出勤シ、突井戸諸払スルコト、午后佐々木源四郎公売コトニ付、惣代式名共午後六時迄其事ニ係リ候哉、事済ニ相成候帰宅スルコト、其日午前十時頃ニ六人部過日依来<sup>頼</sup>之通皇典皇空分署<sup>宛</sup>ヒ請求ノ

コト

九月三日 晴天 午前八時頃ヨリ出勤シ、佐々木源四郎公証印取消願書差出し、次二字上川原式ツ井戸土取り人足、井上寅吉・安井寺治行コト

九月四日 半日天半日雨天 午前八時頃ヨリ地押二付、小嶋久兵衛戸長役場行、当村藤田茂兵衛相統譲リ願出認メ差出しコト、午前十一時小嶋久兵衛戸長役場ヨリ帰宅スルコト、過日差出相成候堤場敷地ニ、字番号義二付、更ニ出願スルコト、指令相成候其コト戸長ヨリ御咄ニ相成候、永井九郎左衛門本日ヨリ其コトニ取掛ルコト、翌日五日ヨリ地主惣代事務所出張シテ地押取調係ルコト、午后ヨリ民秋氏は字上川原式ツ側鑿抜井戸件筒入レルニ付、井戸屋より事務所へ依願参リコト、夫ヨリ民秋・小嶋九左衛門・和田伊兵衛三名出張シ現場見ルコト、水吹上リ帰宅スルコト

九月五日 雨天 午前八時頃ヨリ地押取調ニ付地主惣代事務所出頭シ、字上川原式ツ井突井戸十六間、三拾円代価金井戸屋払ノコト

九月六日 雨天 午前八時頃ヨリ地押ヲ調ニ係ルコト、午后六時頃ニ帰宅ス

九月七日 晴天雲有 午前八時頃ヨリ地押調ニ係ルコト、  
后々六時頃ニ帰宅ス

九月八日 晴天村中休日 午后八時頃ヨリ地押ニ係ルコト、  
后々六時頃ニ帰宅ス

九月九日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ取調ニ係ル、次ニ小学校教育ヒ取纏メ切符配達し、井上勘右衛門牛死亡ニ付、高槻送ルコト、午后六時頃ヨリ帰宅スルコト

九月十日 晴天 午前八時頃ヨリ地押二付、小の利右衛門実地丈量スルコト、午后六時頃ヨリ帰宅スルコト

九月十一日 雨天雨無シ 午前八時頃ヨリ地押調ニ付、夫々其コトニ取調ニ係ルコト、同日午后三時頃ヨリ切ノ口突井<sup>(矢管カ)</sup>管矢エカミ、夫ニ付、実地取換被下度候コト申立ルニ付、惣代ハ難計、今晚世話方相談スルコト

九月十二日 晴天 午前八時頃ヨリ突井戸屋淀川当事務所  
呼寄候処、小の利右衛門、和田伊兵衛、小嶋久左衛門、村  
惣代、地主惣代ト段々応接スルコト、ツマリ切ノ口井戸壺  
本ニ付九円渡スコト、先ニ前金七円五十錢渡、残り金都合  
ニテ金壹円五十錢、其時渡ス分本日六円六拾四錢六厘雜入、  
引残り金五円拾四錢六厘証々ニテ、先本年ハ是テ見合スノ  
コト

九月十三日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付取調スルコト、  
惣代午前より和田清右衛門井戸居候跡片付スル、人足藤田  
吉郎右衛門・中村ふじ・藤田吉之介、夫々蒲団・枕・担桶・  
蚊帳借り物帰スコト、午后四時頃ヨリ幸ニ小山卯之介金持  
参ニテ五円拾四錢六厘返済相成候処、拾四錢六厘丈は其人  
え遣スコト

字嶋谷山件ニ付、かいて村人民柴苧取行候処、小塩村人民  
訟訴スルニ付、向日町分署ニ抱引スルニ付、鎌田弁藏当村  
事務所参リ其事御咄シニテ帰宅ス、解訴書借り候也

九月十四日 晴天 午前八時頃ヨリ地主惣代ハ切絵図ニ係  
リ、又次井上庄左衛門相統譲リ願書差出スコト、又次地押  
ニ付、分割地目替ト地主本日午前十二時迄実印持参之コト、

其晩各組長集会スルコト、嶋谷山柴苧取行コト差止スルコ  
ト披露スル、再々差止松茸ノ義論発シス

九月十五日 晴天 午前八時頃ヨリ地押切絵図面調ス、小  
林庄左衛門・藤田徳次郎分署ニ小野利右衛門出張シ、小嶋  
久左衛門村田売取ニ付裏書願差出しニ付、証々文面直し替  
依頼ス、井上庄左衛門国民異動御届ケ差出ノ事、同日午后  
二時頃ヨリ戸長役場行、備公蓄米預リ方義ヲ御咄し致サレ  
ルハ、郡中戸数割ニテ願ノコト、該村七石五斗願分也、又  
次ニ徴兵出願人ニ有之候哉取調廉、又次ニ地券証三拾三通  
受取候、同晩各組長備公儲蓄米御咄スルコト、帰宅ス

九月十六日 雨天 午前八時頃ヨリ地押惣代休、村惣代兩  
名昨日地券夫々与達スルコト

九月十七日 雲有テ天 午前八時頃ヨリ地券与達ス、其晩  
養水講話係り集会スルコトは、森鶴之介地所字上河原三  
反分式百六十円、村方え買求ルニ決議スルコト相成候テ帰  
宅ス

九月十八日 雨天雨無シ有シ 午前八時頃ヨリ備荒儲蓄米

借入永井治郎右衛門・植田吉郎兵衛・本山多吉・永井宇兵衛借入相定メ候コト、同日ニ証々公証印願差出スコト、村井孫右衛門突井機械村方求メルコト御依頼参り候コト、地押ニ付永井九郎左衛門・惣代地所取調スルコト

九月十九日 晴天 午前八時頃ヨリ地押取調ニ付帳簿実地ト照合スルコト、地主惣代・村惣代行コト

九月二十日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付実地照合スルコト、民秋岩次郎、字嶋谷山件ニ付井ノ内村ニテ四ヶ村集合スルコトニ付、民秋氏は行コト

九月廿一日 晴天午后六時頃ヨリ雨 午前八時ヨリ地押取調ニ付、地主惣代取調スルコト

九月廿二日 雨天 午前八時頃ヨリ地押取調ニ付係ル、夫々願書ニ調印スルコト、帰宅スルコト

九月廿三日 半日雨天 祭日、休日

九月廿四日 雲天 午前八時頃ヨリ地押調願取調ス、又次

ニ井戸屋依願参り、中小路弥惣兵衛御鑑札返上差出候、次ニ巖島熊次郎母死去ス、嶋谷山件ニ付、小使ヲ以テ沓掛ヶ村砂防係り官更ニ出張相成候哉、御尋参候、又次ニ午后ヨリ地押ニ付台帳照合スルコト、鎌田与蔵地券裏書願書再々差出候コト

同日永井九郎左衛門宅位(ママ)伍田地券尅通当村抵当差入有之候処、今般地押ニ付分轄願書ニスルニ付、本日午后二出シ候哉、又次ニ林田六右衛門社倉抵当ニ付地押ニ付借出候哉、帰宅ス、同日夜十二時頃ヨリ暴風有之、大荒ニ相成候コト

九月廿五日 晴天風有リ 午前八時頃ヨリ地押取調候コト、同日儲蓄米借り行コト

同日晩養水講話方集会スルコト、突井戸壺間ニ付壺円定ニテ式十間迄ノ定決議スルコト、帰宅ス

九月廿六日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付図帳書入スルコト、次ニ井戸屋九時頃ヨリ参リ、翌夜集会決ヲ以テ示談スルコト井戸屋承知シテ定約スルコトニテ帰宅ス

九月廿七日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付図帳書入スルコト、民秋・小の兩名、嶋谷山係り事ニ付、石作村戸長役



場へ行テ篤ト示談スルコト、午后四時頃ニ帰宅スルコト、同日突井戸屋参リコト、字下川原再突直シスルコト、道具立スルコト

九月廿八日 晴天 永井九郎左衛門氏子参会ニ付罷越ニ相成リ、地押惣代秋田出頭相成候

九月廿九日 晴天 午前八時より氏神修覆上願スル本紙ヲ写シ取ニ清水・永井

同日小井川橋へり突井戸成功相成

九月三十日 晴天 本日戸長役場へ民秋地押件ニ付書面尋二行、今晚各組長参会スル件左ニ記ス

秋賃錢定、昨年之通り極メル  
道造、十月三日

横大路村字八丁繩手橋梁道修繕スルニ付菱川村ヨリ早魅見舞申受、酒壺斗・金五十錢、組ニ壺升五合ツ、割、内ニ壺升ト金五十錢、鳴谷村土砂場所えハ決テ入山スルコト更ニ無用ノ嘶致置候、皆組長帰

十月一日 晴天 午前八時頃ヨリ養水講話方集会スルコ

ト、字堂前定メスコト、又次地押調ニ付、切絵図新調スルコトニ係ル、又次鳴谷山件ニ付、小塩村上村孫左衛門当村事務所参リ段々御咄し候処、先松茸ハ先規之通御座候コト、又柴草之義は当今土防規則モ有之候間、先苧取之義相無ス、上村氏ヨリ答ス、成丈心得テ入山スルコト、又次ニ突井戸屋字下川原突井ニ付、金貳円悦義<sup>祝</sup>ス、尚又三円は和田伊兵衛名代ニテ借シ付ルコト、小嶋久左衛門鳴谷山入費七円五錢、小嶋氏返却スルコト

十月二日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付字絵図写取候コト

十月三日 午前八時頃ヨリ村中道造ニ付、午后ニ鶏冠井鎌田弁蔵鳴谷村裁判所口供取行コト、鶏冠井村生嶋五右衛門依願スルコト、其夜突井戸屋夜行スルコト

十月四日 雲 午前八時頃ヨリ地押取調ニ付夫々係ルコト、養水講話方小嶋久左衛門・和田伊兵衛・永井九郎左衛門・惣代、突井戸字切ノ口突井戸屋金増ス依願参リ候処、十二間壺人代金十二円十錢渡スコト、此後壺間ニ付貳円ニ定メルコト決テスルコト

十月五日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付字絵図調整ノコト、次ニ突井戸突クコト、永井治左衛門村会議員辭職職ノコト依頼コト、次ニ堤防敷地券夫々依頼スコト、地券持参リコト

同日夜突井戸屋二十二間壱人代貨九円拾六錢七厘渡スコト

十月六日 晴天 午前五時頃ヨリ民秋・清水兩名裁判所口供取行コト、地押惣代絵図ノコト、同日井戸屋和田清右衛門宅え移転スルコト、同日夜ヨリ蒲団村ニテカルコト

十月七日 晴天 午前八時頃ヨリ地押絵図ニ係ルコト、字切ノ口止テ字下川原クルコト

十月八日 晴天 午前八時頃ヨリ地押絵図面写取片付候ニ、地目変換ノコトニ係ル、次ニ伊藤伊兵衛生産御届ケ差出スコト、又次ニ前田善五郎当事務所字芝ケ本地券証売買スルニ付依頼参リ、次ニ突井戸屋字下川原突井戸スルニ付先金三円渡スコト先約定通済候也、同日晩各組長集会スルコト、自家用料鑑札戸毎ニ取調スルニ付製造者ハ鑑札受ルコト注意ス、次又伏見街八丁繩手志有コト取調候処、壱戸ニ付

十月九日 晴天 午前八時頃ヨリ地押ニ付地主惣代出頭ス、就ては同晩養水講字御妙林突井戸設ケルニ付集会ス、壱間八十錢ニテ出水候節は壱間ニ付壱円ニテ請負さす

十月十日 日曜 晴天 該井戸実地見ニ世話係小野利・永井九・小島久左・和田伊・惣代立合見分ス

十月十一日 雲天 午後四時頃ヨリ雨天 午前八時頃ヨリ惣代始メ地主惣代出頭ス、午前十時ニ鷄冠井村生島五右衛門鳴谷山件ニ付事務所罷越シ、口供請ニ行コト本月廿五日頃ニ出頭ノコト依頼ス、次ニ井之内村へ小塩村より入山スルコト見合云々申入ニ小使遣ス、次ニ井戸屋字下川原深サ十間壱尺八寸代十円三拾錢渡スコト、同日晩各伍張伏見繩手有志金額持参ノコト、自家用料酒取調候処其持寄スルコト、い組は十九戸代十九錢受取、に組二十戸代二十錢受取、へ組二十三戸代二十三錢受取、は組二十七戸代二十七錢受取、ほ組二十九戸代二十九錢受取、ロ組二十七戸代二十七錢受取、次ニ自家用料い組無之、に組は相不分、へ組は無之、は組はも無之、ほ組無之、に組無之候也

十月十二日 雲天 午前七時ヨリ民秋出勤シ、鉄道線路兩

側犬走り荒地畔設件夫々申渡候、午后一時頃藤田由松母い  
そ生産シ届出認置候、<sup>(管)</sup>官理者認可証四枚分署ニテ認メ印受  
ケ戸長役場へ差出ス

十月十三日 雲天 午前八時ヨリ惣代出勤シ、中小路甚左  
衛門糯米粉盜難係リ届書認メ候、同日教育ヒ戸長役場用係  
小野利君取纏メニ罷越、次ニ墓地反別番号及山川人家之里  
数取調テ分署ニ差出ス、次ニ人足木之山武兵衛お妙林突井  
戸蓋直シ、又人足藤田彦四郎・藤田茂兵衛島坂橋及ヒ持泉  
庵前橋直シさす、同日巡查神崎巡回罷越シ、同日突井戸間  
数改ル、突井戸は十二日ニ終ル、同日鉄道線路両側田地番  
号訂正願惣代式名連署ニテ府庁許可本願付テ郡役所へ差出  
ス

同日戸長役場ヨリ小使呼ニ罷越民秋出頭ス、之レ則地押件  
承リ帰村ス

十月十四日 雲天 午前八時ヨリ惣代出勤シ、午後一時ヨ  
リ本新障子張ニ半人傭イ、又障子建合島田喜之介傭ヒ五錢  
出ス、又因□幡ノモノ大阪鎮台兵ノモノ頼ニ罷越し金十錢  
ヤル、同日午后上川原二ツ井戸隣突井戸水通溝設ケルニ付、  
小林喜平次田地ヲ溝ヲ頼ミ候処、先ツユニ可成は申度ト申

居ラレ帰宅ス、次ニ杉田トヨ嶋谷山経ヒ五錢不納、又横大  
路道出シ金一錢不納分、杉田治三郎当事務所へ呼寄出金ス  
ヘキ様説諭ス、又次ニ永井治郎右衛門・林田亀次郎・永井  
五兵衛地目変換願ノ印形をス、次ニ永井九郎左衛門地押件  
ニ付一寸事務所罷越し

十月十五日 晴天 午前八時頃ヨリ地押再願書調ニ付村惣  
代二名ヨリ調候処、午前十一時頃ヨリ願書戸長役場え民秋  
行差出候処、地方税切符役場ヨリ送付相成候、戸毎割金候、  
各組長例年ノ通松茸飯シテ呼寄、夫々地方税切符ヲ支達ス  
ルコト

